

石川県におけるイノシシ及びニホンジカの狩猟期間延長等について

石川県では、イノシシとニホンジカについて、管理計画(H27年5月策定)に基づき、生息数の増加、生息域の拡大が懸念されており、農林業被害の抑制のため、狩猟期間について下記のとおり延長されています。

については、イノシシ、ニホンジカは、11月1日から狩猟が開始されますので、周知のご協力をお願いいたします。

記

1 狩猟期間の延長

対象鳥獣	狩猟期間
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・ニホンジカ 	<p>平成28年11月1日(火)～平成29年3月31日(金)</p> <p>①及び③：はこわな猟及び止めさしのための銃猟に限る ②：銃猟及びわな猟</p>
その他の狩猟鳥獣 ※バン・クロガモは捕獲禁止	平成28年11月15日(火)～平成29年2月15日(水)

2 狩猟禁止区域

鳥獣保護区及び休猟区における狩猟は禁止されています。ただし、休猟区7箇所はすべて特例休猟区に指定されており、イノシシ及びニホンジカに限り狩猟が可能です。

※ 鳥獣保護区	50 箇所	54,907ha
※ 休猟区 (うち特例休猟区)	7 箇所 (7箇所)	11,484ha (11,484ha)

3 銃による狩猟禁止区域

特定猟具使用禁止区域(銃器)では、銃器による狩猟が禁止されています。

※ 特定猟具使用禁止区域(銃器)	67 箇所	23,592ha
------------------	-------	----------

4 その他

<狩猟事故防止について>

①狩猟者の皆様へ

- ・狩猟しようとする場所に、登山者、農業者、他の狩猟者等の人がいないか、十分な確認を行ってください。
- ・法令及び狩猟者としてのマナーを守り、無事故・無違反で安全な狩猟をされるようお願いします。

②地域住民や入山者の皆様へ

- ・わなには設置者の氏名等を記載した標識がついていますので、標識の付近には近寄らないでください。
- ・迷彩服などは避け、目立つ色(オレンジ色や黄色など)の服装や帽子の着用、あるいは鈴やラジオなどの音の鳴るものを携帯するよう心掛けてください。